

# 青森県報

第二百三十一号

令和二年  
十一月九日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定……………(自然保護課) ……一
- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉政策課) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……六
- 出先機関
- 土地改良区の役員の退任……………(三八地域県民局) ……六
- 選挙管理委員会
- 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正……………(事務局) ……六
- 公安委員会
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計課) ……七
- 右 同……………(同) ……七

## 告 示

### 青森県告示第七百九十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十八条の七第一項の規定により次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第二項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により公示する。

令和二年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 変更認定年月日

令和二年十月二十七日

#### 二 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

##### 1 名称及び住所

一般社団法人青森県猟友会

青森市本町五丁目五の二一

##### 2 代表者の氏名

橋本幸雄

### 青森県告示第八百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	居宅介護事業者	指 定 年 月 日
主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	
名 称	居宅介護事業者	居宅介護事業所	
主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	

青森県告示第八百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

平内町	東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三	居宅療養管理指導	平内町国民健康保険平内中央病院	東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢一の一	令和二年十一月九日
-----	------------------	----------	-----------------	--------------------	-----------

平内町	東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三	介護予防事業の種類	介護予防事業所		指定年月日
			名称	所在地	
			平内町国民健康保険平内中央病院	東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢一の一	令和二年十一月九日

青森県告示第八百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和二年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	あおかい訪問看護青森東	所在地	青森市浪打一丁目一四の三JMGビル四階	指定年月日	令和二年十一月九日
----	-------------	-----	---------------------	-------	-----------

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

ハッピー調剤薬局青森浪岡店	青森市浪岡大字浪岡字若松二二四の一	〃
すずらん調剤薬局篠田店	青森市篠田二丁目二〇の一	〃
ハッピー調剤薬局三沢岡三沢店	三沢市下久保一丁目一の三	〃

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
DCMサンワ八食店  
八戸市大字長苗代字狐田五の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社八食サービスエイト  
八戸市大字河原木字神才二二の二
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	DCMサンワ株式会社 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 鎌形和夫	変更後	DCMサンワ株式会社 青森市青葉三丁目五の六 代表取締役 中村泰	変更年月日	平成三十一年八月二十五日（住所） 令和二年三月一日（代表者）
-----	--	-----	--	-------	-----------------------------------

四 届出年月日

令和二年十月二十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和二年十一月九日から令和三年三月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年三月九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMサンワ下田店

上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇の三三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	DCMサンワ株式会社 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 鎌形和夫	変更後	DCMサンワ株式会社 青森市青葉三丁目五の六 代表取締役 中村泰	変更前	青森市浜田二丁目一〇の二〇 宮古和義	変更なし	平成 三〇・八・二五 (住所) 令和 二・三・一 (代表者)
-----	--	-----	--	-----	-----------------------	------	---

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社サンワード 青森市大字石江字三好六九の一 代表取締役 中村勝弘	変更後	DCMサンワ株式会社 青森市青葉三丁目五の六 代表取締役 中村泰	変更前	平成 二七・七・一 (名称) 三〇・八・二五 (住所) 令和 二・三・一 (代表者)
-----	---	-----	--	-----	---

四 届出年月日

令和二年十月二十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

令和二年十一月九日から令和三年三月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年三月九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン弘前樋の口店

弘前市大字樋の口二丁目九の六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	DCMサンワ株式会社 青森市青葉三丁目五の六 代表取締役 鎌形和夫	変更後	DCMサンワ株式会社 青森市青葉三丁目五の六 代表取締役 中村泰	変更 年月日	令和 二・三・一
-----	---	-----	--	-----------	-------------

イオンタウン株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五  
の一  
代表取締役 加藤久誠

変更なし

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の 二五 代表取締役 佐々木智佳子	変更後	DCMサンワ株式会社 青森市青葉三丁目五の六 代表取締役 鎌形和夫	変更 年月日	令和 二・三・一
変更前	株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三二の 一三 代表取締役 指田努	変更なし			
変更前	株式会社つるや 弘前市大字和徳六四 代表取締役 原孝至	変更なし			
変更前	株式会社ハニーズホールディング ス 福島県いわき市鹿島町走熊字七本 松二七の一 代表取締役 江尻義久	変更なし			
変更前	株式会社アルカスインターナシヨ ナル 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁 目八の一 代表取締役 内山誠一	変更なし			
変更前	株式会社ブルービープランニング 福島県須賀川市南町一三〇 代表取締役 栗城幸一	変更なし			
変更前	株式会社赤とんぼ 青森市新町一丁目一二の八 代表取締役 夏目俊紀	変更なし			

株式会社ライトオン 茨城県つくば市小野崎 代表取締役 川崎純平	株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一 代表取締役 澤木祥二	株式会社ムカイ 静岡県静岡市駿河区中野新田一二五の一 代表取締役 向井正太郎	株式会社メガネスーパー 東京都中央区日本橋堀留町一丁目九の一 N E W S 日本橋堀留町六階 代表取締役 星崎尚彦	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 松田裕史	株式会社菊池薬店 弘前市大字土手町一八 代表取締役 菊池清二	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野靖二	株式会社K-GOLDインターナショナル 静岡県浜松市中区西丘町二七六の五 代表取締役 横田光夫	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	株式会社フレックスコーポレーション 青森市第二間屋町一丁目五の一五 代表取締役 加川澄子
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

株式会社クロノス 東京都港区六本木七丁目一五の七 代表取締役 鈴木直人	北信テック株式会社 北海道函館市大川町八の二六 代表取締役 小甲徳之	株式会社A-テレコム 弘前市大字駅前三丁目五の一 代表取締役 小山内眞
変更なし	変更なし	変更なし

四 届出年月日  
令和二年十月二十二日

五 届出書の縦覧  
1 場所  
青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間  
令和二年十一月九日から令和三年三月九日まで

3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

る。

1 提出期限  
令和三年三月九日

2 提出先  
青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項  
 (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所  
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、浪岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり浪岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和二年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

浪岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

藤崎町大字増館字若柳、字宮元、大字郷山前字山井、大字吉野田字吉野及び大字水木字稲田の各一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課、藤崎町建設課

四 縦覧期間

令和二年十一月十日から同月二十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、館土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あ っ た の で、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年十一月九日

三八地域県民局長 堀 義 明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	榮田 宗吉 齊藤 清一	八戸市大字八幡字林崎一三の一 大字田面木字外久保四〇の一	令和二〇二〇・云

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十八号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

二の表中

特別養護老人ホーム 幸	中泊町大字尾別字小谷二六の一
特別養護老人ホーム 幸	中泊町大字尾別字小谷二六の一
特別養護老人ホーム 幸	中泊町大字尾別字小谷二六の一

を

特別養護老人ホーム野辺地ホーム	上北郡野辺地町字枇杷野五一の二六
シヨートステイ野辺地ホーム	野辺地町字枇杷野五一の二六

に改める。

### 公安委員会

#### 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年十一月九日

青森県警察本部長 村 井 紀 之

- 一 物品等の名称及び数量  
青森県警察県内WAN通信機器等貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和二年十月二十六日
- 五 落札者の名称及び住所  
株式会社J E C C  
東京都千代田区丸の内三丁目四の一
- 六 落札金額  
二百十二万千六百五十八円
- 七 落札者を決定した手続  
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書等を提出した者

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日  
令和二年九月十四日

#### 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年十一月九日

青森県警察本部長 村 井 紀 之

- 一 物品等の名称及び数量  
青森県警察県内WAN端末等貸借（二〇二〇）一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和二年十月二十七日
- 五 落札者の名称及び住所  
株式会社青森電子計算センター  
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 六 落札金額  
三百十二万千八百円
- 七 落札者を決定した手続  
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日

令和二年九月十六日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一  
番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円